



毎月5日発行

Monthly 情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488

FAX0263-34-0054

第 155 号

労基法施行規則等の改正

「届出等の際の押印等の廃止・36 協定届などの様式の見直し」について

◆改正の趣旨

労働基準法および最低賃金法の規定に基づき、使用者に提出が求められている届出等について、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、行政手続における押印の見直しが明記されたことを踏まえ、これら届出等の際し、使用者および労働者の押印、または署名を求めないこととするというものです。

◆規制改革実施計画

令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画のデジタルガバメント分野における新たな取組みとして、「行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し」が掲げられ、「各府省は、……原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」ことが明記されました。

◆改正の概要

労働基準法施行規則、事業附属寄宿舍規程、年少者労働基準規則および建設業附属寄宿舍規程ならびに最低賃金法施行規則において、法令上押印等を求めないこととするとともに、労働基準監督署長

等への届出等の際に押印等を求めている省令様式について押印欄を削除します。

押印等を求めている省令様式のうち、36協定届など、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者の記載のあるものについては、労働組合の記名がされている場合には事業場の労働者の過半数で組織されている旨を、過半数代表者の記名がされている場合には事業場の労働者の過半数を代表している旨および当該過半数代表者が労働基準法施行規則6条の2第1項各号（※）のいずれにも該当する者である旨のチェックボックスを設けることとするほか、所要の改正を行います。

- ①法41条第2号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと。
- ②法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

◆いつから施行

令和2年12月22日に改正省令が公布され、令和3年4月1日に施行されます。

事務所より

新年あけましておめでとうございます。昨年は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。本年も、より一層のご支援を賜りますよう、従業員一同心よりお願い申し上げます。